

## 核物質防護に関する不適合情報

2022年11月21日(月)にパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合は、下記のとおりです。  
 ※核物質防護措置に関わる情報のため、不適合の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。  
 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてください。

[https://www.tepco.co.jp/niiigata\\_hq/data/pp/pdf/policy.pdf](https://www.tepco.co.jp/niiigata_hq/data/pp/pdf/policy.pdf)

区分Ⅰ 0件

区分Ⅱ 1件

NO.	不適合事象	発見日
1	<p>防護区域内の設備のうち、交流電源の供給または原子炉および使用済燃料の冷却にあたり特に重要なものについては、防護区域内防護対象枢要設備(以下「枢要設備」)として、周辺に柵等を設置して容易に人が近づけない措置を講ずるとともに、柵等の中のエリアで作業や巡視を行う場合には、相互監視を目的に2人以上の者で同時に行うこと(以下「2人ルール」)が要求されている。</p> <p>この要求事項に対し、福島第二原子力発電所の枢要設備が設置されているエリア内において協力企業の委託警備員が2人ルールを徹底せず単独で巡視していたことを当社社員が確認したことから、元請企業を通じて改めて調査した結果、当該委託警備員が所属する協力企業では2人ルールを徹底していない者が多数いたことが分かった。</p> <p>原因として、当該協力企業では相互監視という2人ルールの目的が十分に理解されておらず、業務負担を低減するために、枢要設備が設置されているエリア内の巡視を手分けして行っていたことが分かった。また、当社としても元請企業を通じて当該協力企業の業務実態の確認が十分ではなかった。なお、枢要設備が設置されているエリアに入域する際の手荷物検査や2人同時での入退域処理等の手続きは問題なく行われており、施設等への妨害破壊行為もなかったことを確認している。</p> <p>対策として、当該協力企業を含む核物質防護業務従事者に対しては、2人ルールをはじめとする枢要設備が設置されているエリアにおける要求事項とその目的について再教育を行った。また、当該協力企業においては、枢要設備が設置されているエリアへ入域する際に、単独行動禁止を唱和させるとともに、役割を明示し2人ルールを意識付けするための腕章を着用させることとした。加えて、業務負担を低減するために、委託警備員を増員した。当社においても、元請企業を通じてこうした業務実態の確認を強化していく。</p> <p>更に、今後、福島第二原子力発電所では、2人ルールを含む枢要設備の防護措置解除の申請を行っていく。</p> <p>なお、柏崎刈羽原子力発電所について、2人ルールを含む枢要設備の防護措置に係る実施状況を調査した結果、同様の不適合事象が発生しうる状況にないことを確認している。また、福島第一原子力発電所については、特定原子力施設であることから、当該の防護措置は適用されておらず同様の不適合事象は発生しない。</p> <p>※2022年11月22日にプレスリリースにてお知らせ済</p>	2022/8/25

区分Ⅲ 0件

その他 1件

NO.	不適合内容	発見日
1	<p>侵入検知器が、不法行為等がないにも関わらず動作し続けることを確認した。                  調査の結果、設備面の不具合であったことから、当該不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。                  なお、不具合発生期間中の監視機能は、代替措置にて維持した。</p>	2022/10/28